特別会計

特別会計は、効率的な運営やその経理を明確にするために一般会計から独立させたもので、市では国民健康保険、後期高齢者医療、老人保健、介護保険、下水道事業の５つの会計を設けています。

国民健康保険特別会計

（歳入）118億1,929万1千円

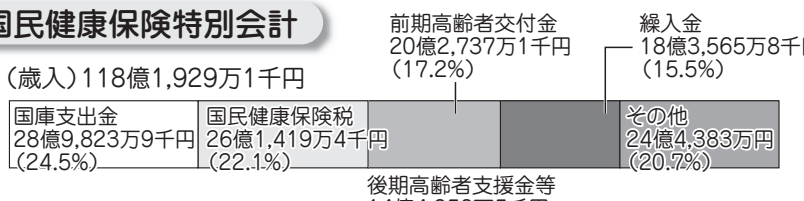

（歳出）114億5,361万1千円

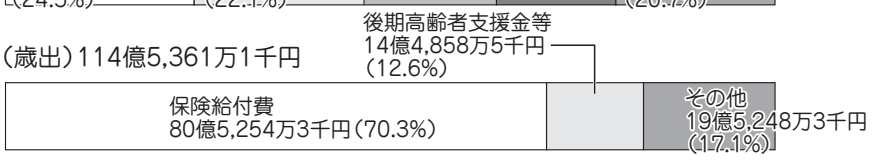

後期高齢者医療特別会計

（歳入）19億2,036万2千円

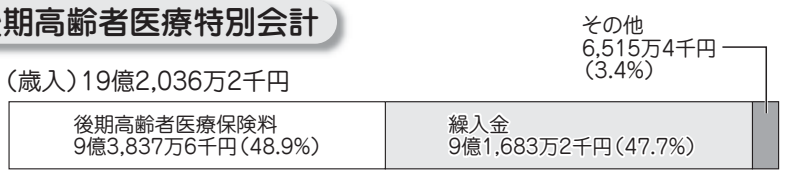

（歳出）19億46万9千円

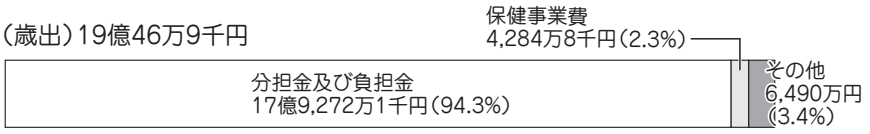

老人保健特別会計

（歳入）1,368万1千円

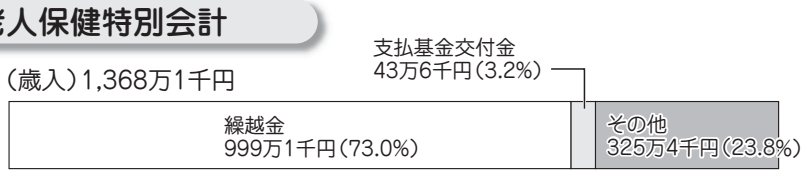

（歳出）1,368万1千円

介護保険特別会計

（歳入）57億6,488万1千円

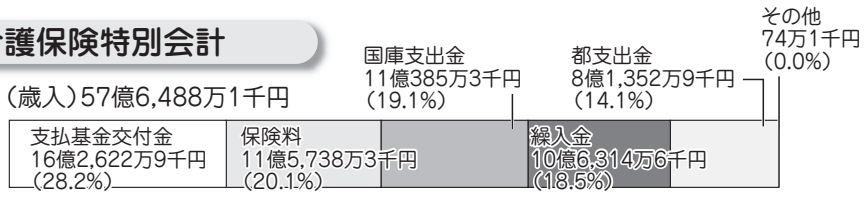

（歳出）57億3,690万9千円

下水道事業特別会計

（歳入）30億1,993万5千円

（歳出）30億1,993万5千円

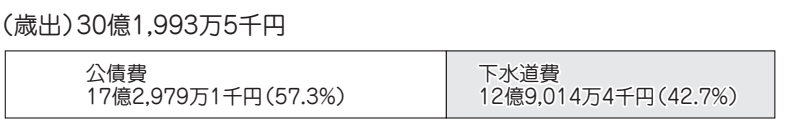

市有財産の状況

財産	現在高	市民一人当たり
土地（公園や施設の敷地など）	567,611.30㎡	
建物（学校や生涯学習センターなど）	202,344.81㎡	
工作物（防火貯水槽など）	140カ所	
物権（地上権）	5,547.53㎡	
出資による権利（出資金や出えん金）	2,266万３千円	198円
物品（自動車や地域防災無線など）	698点	
債権（施設借上敷金など）	2,048万８千円	179円
基金（財政調整基金など）	37億1,417万円	３万2,404円

※基金現在高には特別会計に属するものも含めています。

市債借り入れの状況

発行目的	残　高	市民一人当たり
下水道債	164億8,357万４千円	14万3,809円
土木債	46億4,442万８千円	４万520円
教育債	25億5,446万８千円	２万2,286円
総務債	19億6,712万４千円	１万7,162円
民生債	13億2,051万３千円	１万1,521円
衛生債	７億6,471万９千円	6,672円
消防債	３億3,569万２千円	2,929円
国民健康保険債	１億5,000万円	
その他（減税補てん債、臨時財政対策債など）	144億5,893万１千円	12万6,146円
合計	426億7,944万９千円	37万2,353円
（参考）21年度末残高	440億4,425万２千円	38万3,815円

※国民健康保険債は被保険者（3万5,338人）一人当たり4,245円です。

22年度に実施した主な事業

総務費		
	長期総合計画策定事業	907万円
	平成22年度国勢調査	5,176万円
民生費		
	新川学童保育所整備事業	6,005万円
	わくわく健康プラザ体育室改修工事	1,869万円
衛生費		
	湧水フォーラム全国大会の開催	200万円
土木費		
	一般道路工事	4,359万円
	道路舗装補修工事	２億257万円
	道路排水施設整備工事	1,274万円
	道路新設改良事業	１億5,924万円
	都市計画道路整備事業	11億8,737万円
消防費		
	消防ポンプ自動車購入	1,869万円
	消防事務委託負担金	13億9,396万円
教育費		
	小学校体育館耐震補強工事	２億7,785万円
	第五小学校擁壁改修工事	3,679万円

旧大道幼稚園園舎の跡利用案について、皆さんのご意見をお聞かせください

旧大道幼稚園（前沢四丁目25番先。敷地面積２０８３平方メートル、延床面積６１３平方メートル。地上２階建。昭和55年４月設立、平成21年３月末閉園）の跡利用については、これまでさまざまな角度から検討を行ってきましたが、結論には至っていませんでした。

現在は遊休財産となっている同幼稚園跡について、23年度施政方針では「課題を整理し、その方向性を示していく」との考えが提示されました。検討に当たっては、喫緊の行政課題の解決に資する跡利用策の方向性を検証することとし、現地調査なども実施しながら協議を重ねた結果、次の通りの利活用案を取りまとめました。

◎階層ごとに防災備蓄倉庫と教育相談室として複合利用を図る

○防災備蓄倉庫の必要性

東日本大震災の発生以降、地域防災の重要性が一層高まるなか、既存の防災備蓄倉庫は満杯の状態にあります。今後、新たな備蓄品の整備を行うには、その保管場所の確保が急務となります。

当該地は主要幹線道路や滝山公園などの災害活動拠点となる公共施設に隣接していることから望ましい立地であると言えます。

○教育相談室の必要性

現在、西中学校敷地内に設置され、お子さんの悩みや問題について広く相談に応じている滝山相談室は、建物の老朽化が著しいことに加え、施設機能の不備も指摘されています。

教育相談室の立地条件として、学校から一定の距離が保たれていることが望ましいとされるなか、当該地は滝山相談室と滝山公園を挟んだ位置にありながらも、配置を大きく変更することもなく、移転先として望ましい立地であると言えます。

同案について市民の皆さんのご意見をお聞かせください。

【意見の提出方法】12月15日（木）～24年１月10日（火）に（必着）、〒203-8555、市役所企画調整課あて郵送、ファクス（470・7804）、または電子メール（kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください

詳しくは同課☎470・7702へ。

「東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直し報告書（素案）」に対するパブリックコメントを募集します

市では、19年３月に策定された東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴い、一般公募により選出された市民や学識経験者などで構成する「東久留米市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、検討を重ねてきました。

このたびの検討では、４年前の前計画の基本的な事項を踏襲し、循環型社会の形成に向けた取り組みを図ることを目標とし、「家庭ごみの有料化も含めた排出されるごみの減量」「再利用の推進」について、報告書（素案）をまとめました。

市民の皆さんのご意見（パブリックコメント）をお聞かせください。

【閲覧期間・場所】12月15日（木）～24年１月10日（火）に、市政情報コーナー（市役所２階）、ごみ対策課（八幡町２ノ10ノ10）または市ホームページでご覧いただけます

【パブリックコメント提出方法】12月15日（木）～24年１月10日（火）に（必着）、事業名「東久留米市一般廃棄物処理基本計画（素案）」、住所、氏名、年代（例＝30代）、ご意見を記入の上、〒203－0042、八幡町２ノ10ノ10、市役所ごみ対策課あて郵送、ファクス（477・6755）、または電子メール（gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください

※電話での受け付けはできません。

【ご注意】お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同課☎473・2117へ。

東京都最低賃金は837円

東京都最低賃金は23年10月１日から時間額837円に改正されました。月給制、日給制、時間給制など、全ての給与形態に「時間額」が適用されます。

詳しくは東京労働局賃金課☎03・3512・1614へ。